

# 県建設工事等入札参加者の皆様へ

## 県発注の公共工事等に係る不良不適格業者の排除方策と 不当要求行為等の防止策の強化について

平素は、本県国土整備行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、県では、公共工事等における不良不適格業者の排除方策を強化するため、昨年12月に、「和歌山県入札参加資格審査取扱い基準及び建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱」を改正し、公共機関の職員への脅迫的な言動や暴力を用いた者及び入札制度に関して虚偽の風説を流布する等により入札制度の信用を毀損した者に対しては、入札参加資格の認定拒否・取消及び入札参加資格を停止することとしたところです。

また、本年4月には、公共工事の施工に当たって、建設業者が内水面漁協からの事前の金品の要求に応じる必要がないことを周知するとともに、不当要求行為等に対しては、毅然とした対応を取って頂くようあらためて求めたところです。

今般、和歌山県警察より、和歌山県内における公共工事、特に国土交通省発注の熊野川激甚災害対策特別緊急事業等の受注業者が暴力団等から不当要求行為等を受けるおそれも予想されることから、県発注工事等においても不当要求行為等の防止対策を強化するよう強い要請を受けました。

これらを受けて、県発注の公共工事等における不良不適格業者の排除と不当要求行為等の防止策をより一層強化するため以下の措置を講ずることとしましたのでご承知頂きますようお願いいたします。

### 記

- 1 「暴力団等」に限らず、何人からでも不当要求行為等を受けた場合、不当要求等を拒否すること及び県並びに警察に報告することとする。
- 2 県発注の公共工事等の請負者並びに受託者は、下記の事項を誓約する旨の文書を契約時に提出することとし、誓約書を提出しなかった場合は契約をしないこととする。  
(誓約内容)
  - (1) 不当要求行為等を受けた場合は拒否するとともに遅滞なくその事実を発注者に報告し、和歌山県警察管轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力をすること
  - (2) 下請負人或いは再受託者が、不当要求行為等を受けた場合は、これを拒否させるとともに遅滞なくその事実を発注者に報告させ、和歌山県警察管轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力をさせること
  - (3) 和歌山県内の公共機関が執行する入札に関して、職員に脅迫的な言動又は暴力を用いないこと
  - (4) 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いるなどして入札制度の信用を毀損しないこと。
  - (5) 他者が上記(3)及び(4)に反する行為をしたことを知り得た時は、その事実を発注者に報告すること
- 3 和歌山県が発注するすべての建設工事及び建設工事に係る委託業務を対象とし、1及び2の取り扱いは、平成25年8月15日以降公告分から適用する。

## 誓 約 書

私（当社）は、「和歌山県の建設業界の健全な発展」「適正な競争」等を確保している和歌山県公共調達制度の趣旨を遵守し、下記の事項について誓約します。

### 記

- (1) 不当要求行為等を受けた場合は拒否するとともに遅滞なくその事実を発注者に報告し、和歌山県警察管轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力をすること
- (2) 下請契約等（一次若しくは二次下請以降全ての下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約をいう。）を締結した場合は、当該下請負人等（一次若しくは二次下請以降全ての下請負人又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方をいう。以下同じ。）が、不当要求行為等を受けた場合は、これを拒否させるとともに遅滞なくその事実を発注者に報告し、和歌山県警察管轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力をさせること
- (3) 和歌山県内の公共機関が執行する入札に関して、職員に脅迫的な言動又は暴力を用いないこと
- (4) 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いるなどして入札制度の信用を毀損しないこと
- (5) 他者が上記(3)及び(4)に反する行為をしたことを知り得た時は、その事実を発注者に報告すること

平成 年 月 日

（発注者）

和歌山県知事 様

（受注者）

所 在 地

事業者名

代表者名

印

電話番号 ( ) -

## 誓 約 書

私（当社）は、「和歌山県の建設業界の健全な発展」「適正な競争」等を確保している和歌山県公共調達制度の趣旨を遵守し、下記の事項について誓約します。

### 記

- (1) 不当要求行為等を受けた場合は拒否するとともに遅滞なくその事実を発注者に報告し、和歌山県警察管轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力をすること
- (2) 業務委託契約書第6条第3項の規定に基づく再委託契約（再委託以降の全ての再委託契約を含む。）を締結した場合は、当該再受託者（再受託以降の全ての受託者を含む。以下同じ。）が、不当要求行為等を受けた場合は、これを拒否させるとともに遅滞なくその事実を発注者に報告し、和歌山県警察管轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力をさせること
- (3) 和歌山県内の公共機関が執行する入札に関して、職員に脅迫的な言動又は暴力を用いないこと
- (4) 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いるなどして入札制度の信用を毀損しないこと
- (5) 他者が上記(3)及び(4)に反する行為をしたことを知り得た時は、その事実を発注者に報告すること

平成 年 月 日

（発注者）  
和歌山県知事 様

（受託者）  
所在 地  
事業者名  
代表者名  
電話番号 ( ) — 印